

規制改革・民間開放の推進に関する 第1次答申の概要

官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」

平成16年12月24日

規制改革・民間開放推進会議

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp>

目次】

第1次答申の決定・公表に当たって	3
. 民間開放推進の横断的手法としての市場化テスト（官民競争入札制度）		
・市場化テストに関するガイドライン	4
. 個別官業の民間開放の推進		
1 . 各分野における民間開放に向けた取り組み	8
2 . 国有財産の民間利用の促進	9
3 . 今後の課題	9
. 主要官製市場等の改革の推進	10

第1次答申の決定・公表に当たって

- ・国等自らがサービス等を提供している分野及びサービス等の提供主体が一定の法人等に限定されている等、公的関与の強い分野（官製市場）の民間開放に重点を絞って調査審議。

(1) 市場化テスト等による官業の民間開放の推進

横断的手法としての「市場化テスト（官民競争入札）」

個別官業の民間開放の推進

(2) 主要官製市場等における改革の推進（重点検討14事項）

- ・「混合診療の解禁」や「中医協の在り方の見直し」など医療分野
- ・「学校に関する公設民営」や「バウチャー制度」など教育分野
- ・「施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化」、「幼保一元化」など福祉・保育分野
- ・ハローワーク、社会保険関係業務の民間開放
- ・その他、「人材の国際間移動の円滑化」、「自動車検査制度の抜本的見直し」、「規制の見直し基準の策定」

(3) 個別分野（重点検討事項以外）の規制改革の推進

来年2月を目途に追加答申

民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト」

(官民競争入札制度)

「市場化テスト」に関するガイドライン

1. 市場化テストの内容及び意義

- ・官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化する仕組み。

2. 市場化テストの本格的導入に向けた基本方針

- ・市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針とし、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を検討。

国の事業についての先行実施（併せて、先進自治体が自発的に市場化テストを実施できるよう必要に応じ検討・環境を整備。）

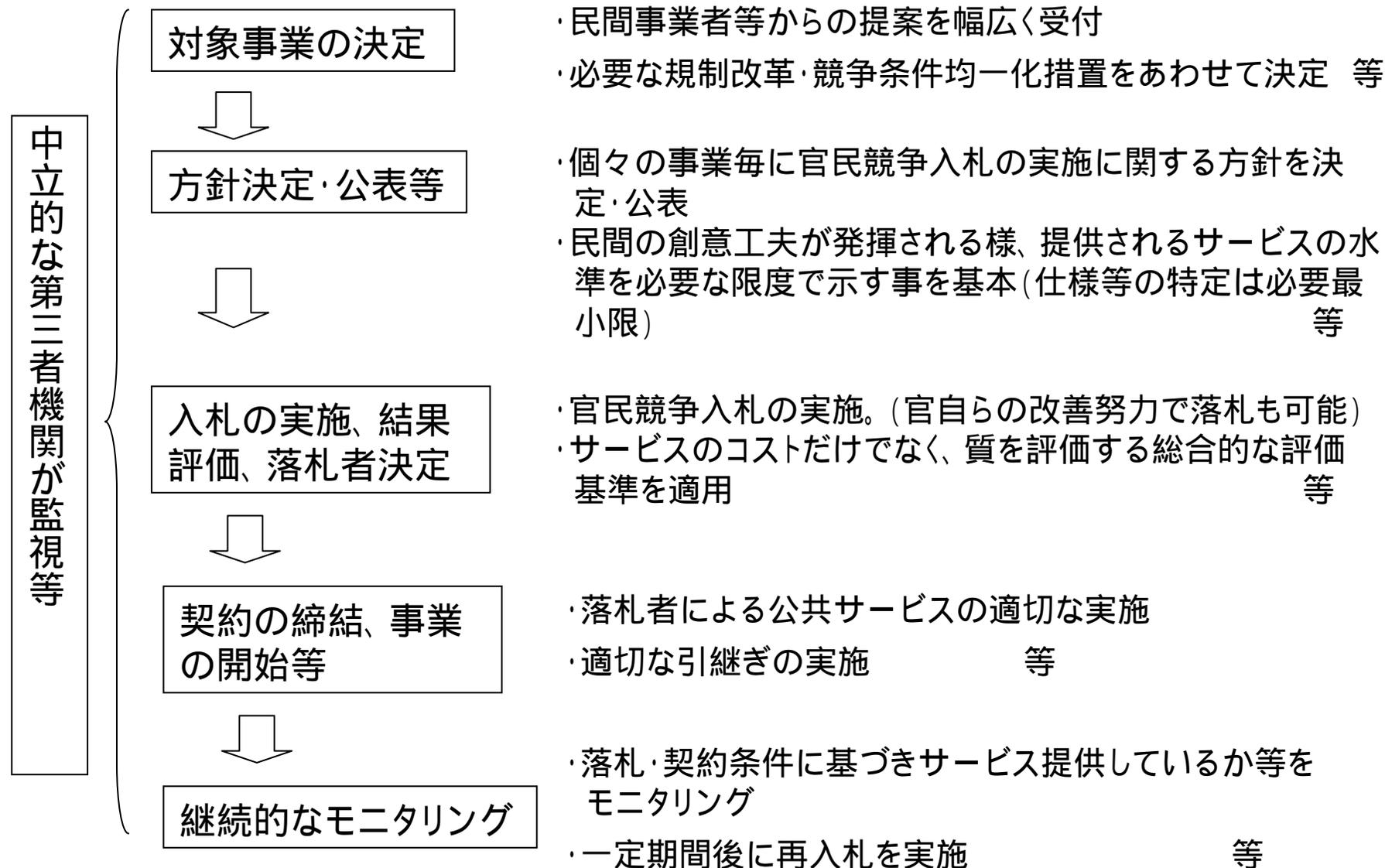
民間提案を幅広く受け付け、政府において対象事業を決定法的枠組みを含めた制度の検討（官民競争を前提とした入札制度、関連する規制改革等）

民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報の開示

競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備（中立的な第三者機関の設置）

公務員の処遇等（民間が落札した場合の公務員の処遇に関わる仕組みの検討・整備）

3. 実施プロセス及び留意点



4. 市場化テストのモデル事業（平成17年度における試行的導入）

- ・平成16年10月18日から1か月間、民間提案を幅広く受け付け、これらを踏まえ下記の事業をモデル事業として選定。
- ・今回対象とならなかった提案も制度の本格的導入に向け更に検討。

(1)ハローワーク（公共職業安定所）関連

キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

- ・全国5箇所を無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、民間の創意工夫が最大限発揮されるよう、「公設民営方式」を前提に市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

- ・1箇所を対象に実施。

求人開拓事業の民間開放

- ・3地域を対象に実施。

アビリティガーデン（生涯職業能力開発促進センター）における職業訓練の民間開放

- ・土日、夜間の施設・設備を活用した職業訓練事業（職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む）を市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

(2) 社会保険庁関連

国民年金保険料の収納事業 5箇所

- ・納付督促から滞納処分までの一連の事務について包括的に対象として実施。

(所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は除く)

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業 5箇所

年金電話相談センター事業 2箇所

(3) 行刑施設関係

- ・少なくとも試行可能な一の既設刑務所において、施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務を包括的に対象として実施。

参考：民間提案募集の受付結果

75の提案主体から119の提案。所管府省との調整状況を当会議HP上で公開。<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/market2004/1215/index.html>

個別官業の民間開放の推進

- ・ 中間とりまとめ（平成16年8月）に例示的に掲載した81の事務・事業を含めて幅広く国等の事務・事業について検討を実施し、下記4類型、36項目について民間開放（民間委譲、包括委託）を進めるべきとの結論。

1. 各分野における民間開放に向けた取り組み

	問題意識	提言項目
給付、徴収業務	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的には、一定の基準に基づき決定される個々の給付、徴収事務の処理であり、一般的には政策判断や裁量の余地はなく、民間開放可能。	ハローワーク、社会保険、地方税の徴収、貿易保険、若年退職金給付
公的施設等の整備・管理・運営	<ul style="list-style-type: none">・ 民間との競合や非効率性を一刻も早く解消すべく、廃止、売却等の民間委譲、又は包括的な民間委託を図るべき。・ PFI事業者が行い得る業務の範囲の拡大、国等の管理する施設の民間への管理委託に関する措置が必要。	各種保養所、青少年・女性教育関連施設、庁舎・宿舍等、行刑施設
統計調査、製造等	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的には一定の要求水準を示し、当該水準を満たした上で、最も業務を効率的に行えるものを行うべきもの。	統計業務、競売、日本人船員の育成、事故処理関係事務等
検査・登録、資格試験等	<ul style="list-style-type: none">・ 審査等の業務を含め、登録等に係る業務については、基本的にその事務・事業の中に政策判断が入り込む余地はないことから、民間開放可能。	自動車保管場所証明手続、公証事務、品種登録、運転免許試験等

2. 国有財産の民間利用の促進

- ・以下のとおり官業の民間開放にあたり支障がないことについて
国の機関等に周知徹底すべき
民間委託の場合には、国が国有財産を行政財産として利使用していたのと同じ考え方の下で委託契約の約定に基づき、受託した民間がそのまま利使用することが可能であること
民間委譲の場合には、委譲を受けた民間が当該財産を利用する必要がある場合は、速やかに行政財産から普通財産への区分変更をし、売却又は賃貸することが可能であること

3. 今後の課題

- ・下記5業務を含め、更に幅広い官業について、民間開放に向けた検討を進める。
 - 国税の徴収
 - 万博記念公園の整備・運営等
 - 造幣関連業務
 - 印刷関連業務
 - 国有財産の实地監査

主要官製市場の改革の推進

1 いわゆる「混合診療」（保険診療と保険外診療の併用）の解禁

- ・ 下記について、規制改革担当大臣と厚生労働大臣との間で基本的合意。
- ・ 今後、当会議として、
具体的施策の内容の明確化、履行状況の監視、実現促進を行う。
「一定水準以上の質の高い医療機関に対する原則・包括的な混合診療の解禁」の実現に向け、引き続き積極的に取り組む。

国内未承認薬の使用について【平成16年度中に措置】

- ・ 確実な治験の実施等（専門家会議を新設し、未承認薬の扱いを3か月以内に結論。米、英、独、仏の承認薬を自動的に検証の対象化等）

先進技術への対応について【現行制度の枠組みの中で平成17年夏までを目途に実現。平成18年通常国会に法案提出】

- ・ 医療技術ごとに医療機関に求められる要件を設定し、届出で実施可能化。（新技術は、届出後原則3か月以内に厚労省が可否判断）

制限回数を超える医療行為等【平成17年夏までに措置】

保険診療と保険外診療との併用の在り方について

- ・ 特定療養費制度を廃止し、保険導入のための評価を行うものと保険導入を前提としないものに整理し、新たな枠組みを構築【平成18年度通常国会に法案提出】

構造改革特区制度の活用も視野に入れた検討【平成17年度中に結論】

2 医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

- ・ 構造改革特区における株式会社の医療への参入要件の緩和
- ・ 医療法人から医療法人への出資等の容認など

3 中央社会保険医療協議会の在り方

- ・ 平成16年度中の早期に「中医協の在り方に関する有識者会議（仮称）」を設置し、平成17年夏から秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置。
（下記、大臣間で合意）

中医協の在り方の見直しに関する検討の場の設置

- ・ 厚生労働大臣は、「有識者会議」（構成員は医療団体関係者、労使等の利害関係者以外）において、内閣官房長官主宰の「社会保障の在り方に関する懇談会」の審議を踏まえつつ、検討。
- ・ 会議は公開とし、検討状況については上記懇談会、経済財政諮問会議、規制改革・民間開放推進会議に随時報告の上、結論。

中医協の在り方の見直しに関する検討

- ・ 「診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方」などの6項目を含め、在り方を検討。

4 医療計画（病床規制）の見直し等

- ・ 病床規制撤廃に必要な条件整備の検討、医療資源の集中・地域連携医療の推進 など

5 医療品の一般小売店における販売等

- ・ 医薬品それぞれのリスクに応じた専門家の関与のあり方を検討し、必要な措置を講ずる。
- ・ 医薬部外品の定義の再確定 など

6 施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化

- ・ 介護保険 3 施設のホテルコスト等の利用者による負担
- ・ 社会福祉法人と民間企業等の競争条件の同一化（施設整備費補助の見直し） など

7 幼稚園・保育所の一元化

- ・ 「総合施設」（就学前の教育・保育を一体として行う施設）の施設整備等の各種要件の整備、既存及び新設の施設が、当該地域のニーズに応じてスムーズに「総合施設」となれる仕組みの構築

8 経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化

- ・教育バウチャー制度について、今後十分な研究・検討を実施。

9 学校に関する「公設民営方式」の解禁

- ・「公私協力学校法人」（学校法人、株式会社、NPO法人等と地方公共団体が共同して設立する学校法人）による「公設民営学校」について、各種の留意点を指摘。
- ・株式会社・NPO等に対して契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については引き続き検討。

10 ハローワークの民間開放促進

- ・市場化テストのモデル事業の適切な実施等（厚生労働大臣との折衝で合意）
- ・今後の課題としては、公共職業安定所単位での包括的な民間委託等

11 社会保険の民間開放促進

- ・市場化テストのモデル事業の適切な実施等（厚生労働大臣との折衝で合意）
- ・今後の課題としては、社会保険業務・組織全般の抜本的見直し、社会保険事務所単位での包括的な民間開放（公設民営型）、国民年金保険料徴収の滞納処分を含めた包括的な民間開放 など

12 人材の国際間移動の円滑化

- ・外国人医師・看護師の円滑な受け入れ（就労制限の撤廃、受け入れに関する医師会等の意見聴取要件の廃止など）
- ・永住許可・不許可事例の公開の充実、裁量性を排除した許可要件のガイドライン策定

13 自動車検査制度等の抜本的見直し

- ・車検有効期間の延長を判断するための調査を平成16年度中に取りまとめ、速やかに所要の措置を講ずる。

14 規制の見直し基準の策定等

- ・通知・通達等の法令以外の規制や一定の年限が経過した規制について見直し基準を策定し、速やかな政府決定を経て、これに基づく見直しを推進。
その他の見直し基準についても逐次検討。
- ・規制影響分析（RIA）の義務付けに向けた取組の推進。